

母体保護法の一部を改正する法律

(平成一二年五月二四日法律第八号)(参)

一、提案理由(平成一二年四月二八日・参議院本会議)

狩野安君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、国民福祉委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の母体保護法では、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を本年七月三十一日までとしております。

本法律案は、この期限を平成十七年七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその内容の概要であります。

なお、委員会におきましては、女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議が行われております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

決議(平成一二年四月二七日)

女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえつつ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向け、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の観点から、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。
- 二、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識の普及に特に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。
- 三、女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえつつ、受胎調節实地指導員の養成・活用について検討を進めること。
- 四、高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、そのための調査・研究を促進すること。

右決議する。

二、衆議院厚生委員長報告(平成一二年五月一六日)

江口一雄君 ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、母体保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が、受胎調節のた

めに必要な医薬品を販売することができる期間を平成十七年七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、参議院提出によるものであり、去る五月十日本委員会に付託され、同月十二日参議院国民福祉委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一二年五月一二日）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。
- 二 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、女性のライフ・ステージに対応して正しい知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。
- 三 女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえ、受胎調節実地指導員の養成・活用について検討を進めること。
- 四 高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、そのための調査・研究を促進すること。

（注）参議院においては、委員会の審査は省略された。